

1 地域水産業再生委員会

組織名	窪津地区地域水産業再生委員会
代表者名	瀧澤 満

再生委員会の 構成員	窪津漁業協同組合、窪津動力船主組合、窪津共同大敷組合、 高知県土佐清水漁業指導所、土佐清水市
オブザーバー	—

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	地 域：高知県土佐清水市窪津、津呂及び大谷地区 対象魚業種類：定置網（3）、一本釣（74） ※（）は経営体数  漁業者数276名（兼業含む）
-----------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

当地域は、高知県最南端の足摺岬から北東に約10kmに位置し、人口は780人ほどの漁業を中心とした地域である。黒潮の足摺岬への接岸による好漁場の形成が近場にみられ、窪津地区全体の水揚げの約7割を占める、窪津共同大敷組合が経営している2カ統の定置網を基幹とし、メジカやカツオ等の曳縄漁、サバ立縄、マグロ延縄といった多様な漁法があり、漁獲される魚種も多様である。

窪津地区では、国内水産業全体の課題でもある魚価の低迷や、このところの燃油の高騰で漁業経営は厳しい状態にあり、漁業者の高齢による廃業にも歯止めがかかっていない。また、水揚げされる漁獲物は多種少量であり、仲買人も少ないことから入札時に競争原理が働かず、極端に低い価格で取引される場合もあり、漁業者の収入減につながっている。

土佐清水市の名産品である、宗田節の原魚であるメジカは、かつて土佐清水市全体で1万トン以上の水揚げ量があり、多くの加工業者がいた。当地域においてのメジカは、曳縄漁業および定置網漁業によるまとまった漁獲があるため、主要な魚種の一つとされてきた。しかし、現在では水揚げ量の減少から深刻な原魚不足となっており、加工業者数も以前の半分以上となっている。このような状況を受け、平成25年度より漁協、加工業者および行政が対策を協議するための協議会を結成し、様々な課題の解決に向け取り組んでいる。

漁協の事務所は、平成25年に老朽化により取り壊されていたが、平成28年2月に新事務所が完成し、仮事務所から移転している。しかし、南海トラフ地震の際の予測津波到達時間が10分を切っており、台風や地震などの災害対策も地域における大きな課題となっている。

このような状況の中、当地域では釣漁業者は船に冷海水装置を設置し、漁獲物の鮮度保持と品質の均一化に努めている。また、漁協は直営する直販所やレストラン、インターネットを利用した受注販売などで、販路拡大や地元消費の向上に努めてきており、これまでの取組を通じ、直販に対する漁業者の意識向上と域外消費地への直接出荷が実現されているが、その規模は限定的であり、今後、宣伝と直販先への売り込み強化により、さらなる出荷量の増大と直販先の新規開拓が新たな課題となっている。

漁業者などが主体となり、平成22年に窪津藻場保全協議会を設立し、地域の藻場の保全にも取り組んでいる。

また、全ての漁業者が船底清掃や減速航行に努め、省燃油に取り組んでいる。

(2) その他の関連する現状等

漁協は修学旅行の受け入れ、大型定置網での観光漁業、ホエールウッチングなどを行い、地域の活性化に取り組んでおり、インターネットを利用した地域の情報発信等も行っている。

地震・津波対策として地域で避難訓練を行っている。また、水産事業継続計画（BCP）を平成26年度に策定予定である。

漁協事務所は、平成25年に老朽化に伴い取り壊され仮事務所に移転したが、平成28年2月に新事務所が完成し、移転を完了している。

### 3 活性化の取組方針

#### (1) 基本方針

漁業者や地域住民の高齢化により、浜をはじめとする地域の活力が弱まりつつある。  
浜の活力を取り戻すために漁業者と漁協が中心となり、地域住民や行政と連携・協力し、鮮度や品質管理の徹底による魚価の向上、直販所による加工品の開発、観光や魚食普及による窪津地域の活性化を目指し、漁業者の所得向上と地域の活性化を推進する。

#### ○漁業収入向上のための取組

##### 漁業者の所得向上

- 【鮮度や品質管理による魚価の向上】
- 【漁協直販所での加工による付加価値の向上】
- 【域外消費地への直接出荷拡大に向けた取り組み】

##### 漁業経営の安定化

- 【水揚げの増加及び安定化】
- 【定置網の敷設状況調査】
- 【水産資源の回復】

##### 地域の活性化

- 【窪津地区の観光強化】
- 【食育と魚食普及】

#### ○漁業コスト削減のための取組

- 【燃油費用の削減】

#### (2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

以下の取組み内容は、取組みの進捗状況や得られた知見を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

1年目（平成26年度）

漁業収入向上のための取組	<p><b>【鮮度や品質管理等による魚価の向上】</b> 定置網漁業を営む窪津共同大敷組合は漁協と協力し、魚体が傷つきにくく冷却能力が高いといった特徴を持つスラリーアイスを用いることによる、定置漁獲物（アジ、サバ等）の鮮度管理及び品質管理について検討を行う。 釣漁業者は、魚価の向上を目的に、船上での血抜きや神経抜きによる高鮮度処理の実施や魚槽内へのスラリーアイスの使用による、漁獲物（カツオ、ハガツオ等）の鮮度向上及び品質管理について検討を行う。</p> <p><b>【漁協直販所での加工による付加価値の向上】</b> 漁協直販所である「大漁屋」は、大阪産業創造館（公益財団法人大阪市都市型産業振興センターが運営する中小企業支援機関）が主催する「天下の台所」などの商談会への出展等により、県外に向けて窪津産水産物のPR活動を行うとともに、新規顧客の獲得など、販路の拡大を図る。 また、定置網漁業で漁獲されるが、餌として低単価で取引されているカタクチイワシやウルメイワシ等を利用し、釜茹でや燻製などの新たな加工品製造の検討を行う。</p> <p><b>【水揚げの増加及び安定化】</b> 漁協は、平成25年度に設立した「メジカ需給調整対策協議会」において、漁業者・加工業者間の需給のバランス等の課題について定期的に対応策を協議し、課題解決に向けて取り組む。現状では、加工用原魚の供給量不足であるため、これまで休漁日であった土曜日操業を試験的に実施し、水揚げ量増加を目指す。</p> <p><b>【定置網の敷設状況調査】</b> 定置網漁業者は、網成り（水中での定置網の形状）の改善を図り漁獲量の増加につなげるため、潮流・深度計や水中ビデオカメラなどを用いた水中での定置網の敷設状況の確認を行う。</p> <p>* 大型定置網漁業で漁獲量を確保するためには網の容積を確保することが重要であるが、潮流が速い場合などには、網がつぶされるような形になり、漁獲量の減少につながる。</p> <p><b>【窪津地区の観光強化】</b> 漁協は、観光客の来訪による地域振興を目的に、直営レストラン「海鮮館」における観光バスや個人観光客向けの食事、地元住民の休憩処としての役割の強化について協議を行う。また従来どおり観光定置、ホエールウォッチング、民宿及び修学旅行の受け入れを行い、観光客を誘致・集客促進し、漁業外収入を確保する。 海鮮館では、朝獲れ漁獲物の提供やフェアの開催などにより、産地ならではの料理の提供を行う。</p> <p><b>【食育と魚食普及】</b> 釣及び定置網漁業者は漁協、地元の小・中学校、行政と連携し、食育及び魚食普及活動の一環として、窪津地区の漁業についての授業や窪津地区の漁獲物を使った調理実習の実施を検討する。</p> <p><b>【水産資源の回復】</b> 窪津藻場保全対策協議会は藻場の構成や、再生および磯焼け防止に向けた母藻の設置、ウニなどの食害生物の除去活動の実施により、藻場の再生を図り、水産資源の回復を目指す。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比0.5%の漁業収入の向上を図る。</p>
--------------	---

<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p><b>【燃油費用の削減】</b>          漁協は漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰に備える。          釣漁業者は船底清掃を定期的実施することで、燃費の向上に努める。また、減速航行により燃費の向上に努める。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比0.5%の燃油使用量の削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築支援事業（経営安定化）          水産多面的機能発揮対策事業（資源回復・地域活性化）          省燃油活動推進事業（燃油消費量の削減）</p>

2年目（平成27年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p><b>【鮮度や品質管理等による魚価の向上】</b>          窪津共同大敷組合は漁協と協力し、魚体が傷つきにくく冷却能力が高いといった特徴を持つスラリーアイスを用いた漁獲物の鮮度管理及び品質管理について試験的に取組み、漁獲物の鮮度および魚価の向上を図る。          釣漁業者は、魚価の向上を目的に、船上での血抜きや神経抜きによる高鮮度処理の実施や魚槽内へのスラリーアイスの使用による、漁獲物の鮮度向上及び品質管理について試験的な操業を行う。          試験操業で使用するスラリーアイスについて、漁協は隣接する以布利地区にある高知県漁協以布利支所から必要なスラリーアイスを購入する。</p> <p><b>【漁協直販所での加工による付加価値の向上】</b>          漁協直販所である「大漁屋」は、「天下の台所」などの商談会への出展等により、県外に向けて窪津産水産物のPR活動を行うとともに、新規顧客の獲得など、販路の拡大を図る。          また、定置網漁業で漁獲されるカタクチイワシやウルメイワシ等を利用し、釜茹でや燻製などの新たな加工品を試験的に製造する。また、製造した加工品は、大漁屋店頭などで試験販売する。</p> <p><b>【水揚げの増加及び安定化】</b>          漁協はメジカ需給調整対策協議会において、漁業者・加工業者間の需給のバランス等について定期的に対応策を協議し、実施する。需給のバランス調整については、供給不足の場合は、従来盛漁期に漁業者が自主的に実施してきた漁獲量制限や操業時間制限の一部緩和及び休漁日である土曜日の操業などで供給量を増やし、供給過多の場合には従来通り漁獲量制限、操業時間制限、休漁日の設定等で供給量を調整する措置をとる。なお、いずれの措置を実施する場合においても、メジカ需給調整対策協議会において、漁業者と加工業者の意見を取り入れ、より効果的な需給バランス調整の実施を図る。</p> <p><b>【定置網の敷設状況調査】</b>          定置網漁業者は、網成り（水中での定置網の形状）の改善を図り漁獲量の増加につなげるため、引き続き潮流・深度計や水中ビデオカメラなどを用いた水中での定置網の敷設状況の確認を行うとともに、必要に応じて漁具構造の改善を行う。</p> <p><b>【窪津地区の観光強化】</b>          漁協は、観光客の来訪による地域振興を目的に、直営レストラン「海鮮館」について、観光バスや個人観光客向けの食事、地元住民の休憩処としての役割の強化をすべく、接客技術向上のためにマナー研修への参加などを行い、サービス面の強化を行う。また従来どおり観光定置、ホエールウォッチング、民宿及び修学旅行の受け入れを行い、観光客を誘致・集客促進する。          海鮮館では、朝獲れ漁獲物の提供やフェアの開催などにより、産地ならではの料理の提供を行う。</p> <p><b>【食育と魚食普及】</b>          釣及び定置網漁業者は漁協、地元の小・中学校、行政と連携し、食育及び魚食普及活動の一環として、窪津地区の漁業についての授業や窪津地区の漁獲物を使った調理実習の実施を検討する。</p>
---------------------	---

	<p><b>【水産資源の回復】</b>          窪津藻場保全対策協議会は藻場の構成や、再生および磯焼け防止に向けた母藻の設置、ウニなどの食害生物の除去活動の実施により、藻場の再生を図り、水産資源の回復を目指す。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比1.5%の漁業収入の向上を図る。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p><b>【燃油費用の削減】</b>          漁協は漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰に備える。          釣漁業者は船底清掃を定期的実施することで、燃費の向上に努める。また、減速航行により燃費の向上に努める。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比1.5%の燃油使用量の削減を図る。</p>
活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築支援事業（経営安定化） 水産多面的機能発揮対策事業（資源回復・地域活性化） 省燃油活動推進事業（燃油消費量の削減）

3年目（平成28年度）

漁業収入向上のための取組	<p><b>【鮮度や品質管理等による魚価の向上】</b>          漁協は前年度の試験結果の検証を行うとともに、窪津共同大敷組合並びに釣漁業者は、スラリーアイスを使用することによる漁獲物の鮮度管理及び品質管理について、より効果的な手法を検討する。          漁協は、スラリーアイス調達に係る利便性を向上させ、スラリーアイスの常時使用を可能とするため、スラリーアイス製造機の導入について検討する。</p> <p><b>【漁協直販所での加工による付加価値の向上】</b>          漁協直販所である「大漁屋」は、「天下の台所」などの商談会への出展等により、県外に向けて窪津産水産物のPR活動を行うとともに、新規顧客の獲得など、販路の拡大を図る。          また、定置網漁業で漁獲されるカタクチイワシやウルメイワシ等の釜茹でや燻製などの加工品について、試験販売の結果を検証するとともに、味やパッケージ等の改良を行う。</p> <p><b>【水揚げの増加及び安定化】</b>          漁協はメジカ需給調整対策協議会において、漁業者・加工業者間の需給のバランス等について定期的に対応策を協議し、実施する。需給のバランス調整については、供給不足の場合は、従来盛漁期に漁業者が自主的に実施してきた漁獲量制限や操業時間制限の一部緩和及び休漁日である土曜日の操業などで供給量を増やし、供給過多の場合には従来通り漁獲量制限、操業時間制限、休漁日の設定等で供給量を調整する措置をとる。なお、いずれの措置を実施する場合においても、メジカ需給調整対策協議会において、漁業者と加工業者の意見を取り入れ、より効果的な需給バランス調整の実施を図る。</p> <p>土曜日は漁協が市場での受け取りを行っていない（ただし第1・3土曜は午前のみ受け取りは行っている。）ため、定置網漁業及び釣漁業では休漁日となっている。一方で、漁協直営の大漁屋及び海鮮館は営業しており、土曜日においては、観光客及び地元住民への鮮魚及び食事の提供が十分にできず、特に食を楽しみに訪れた観光客のニーズに十分に答えられていない。          そこで、漁協及び釣漁業者は、土曜日に訪れた観光客のニーズに対応できるよう、隔週土曜日午前中に水揚げを行っている曳縄、立縄及び底物釣漁業の漁獲物について、毎週土曜日の受け取りを検討する。</p> <p>（注）メジカ曳縄漁業は帰港時間が午後になるため、午前中のみ市場で受け取りがある第1・3土曜日であっても、実質的に出漁できず、全ての土曜日が休漁日扱いとなっている。</p>
--------------	---

	<p><b>【定置網の敷設状況調査】</b>  定置網漁業者は、網成り（水中での定置網の形状）の改善を図り漁獲量の増加につなげるため、引き続き潮流・深度計や水中ビデオカメラなどを用いた水中での定置網の敷設状況の確認を行うとともに、必要に応じて漁具構造の改善を行う。</p> <p><b>【窪津地区の観光強化】</b>  漁協は、観光客の来訪による地域振興を目的に、直営レストラン「海鮮館」について、観光バスや個人観光客向けの食事、地元住民の休憩処としての役割の強化をすべく、引き続き接客技術向上のためにマナー研修への参加などを行い、サービス面の強化を行う。また従来どおり観光定置、ホエールウォッチング、民宿及び修学旅行の受け入れを行い、観光客を誘致・集客促進する。  海鮮館は、朝獲れ漁獲物の提供やフェアの開催などにより、産地ならではの料理の提供を行う。</p> <p><b>【食育と魚食普及】</b>  釣及び定置網漁業者は漁協、地元の小・中学校、行政と連携し、食育及び魚食普及活動の一環として、窪津地区の漁業についての授業や窪津地区の漁獲物を使った調理実習を実施する。</p> <p><b>【水産資源の回復】</b>  窪津藻場保全対策協議会は藻場の構成や、再生および磯焼け防止に向けた母藻の設置、ウニなどの食害生物の除去活動の実施により、藻場の再生を図り、水産資源の回復を目指す。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比3.0%の漁業収入の向上を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p><b>【燃油費用の削減】</b>  漁協は漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰に備える。  釣漁業者は船底清掃を定期的実施することで、燃費の向上に努める。また、減速航行により燃費の向上に努める。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比3.0%の燃油使用量の削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築支援事業（経営安定化）  水産多面的機能発揮対策事業（資源回復・地域活性化）</p>

漁業収入向上 のための取組	<p><b>【鮮度や品質管理等による魚価の向上】</b>          漁協は、漁業者のスラリーアイスの使用について、利便性を高めて常時活用できるようにし、窪津産水産物の魚価向上を図るため、スラリーアイス製造機のデモ機を導入し、費用対効果等を検証する。          窪津共同大敷組合並びに釣漁業者は、漁協が導入したスラリーアイス製造機を常時活用し、鮮度管理及び品質管理を徹底する。釣漁業者においては、船上での血抜きや神経抜きによる高鮮度処理も併せて実施し、マニュアルの策定にも取り組む。</p> <p><b>【漁協直販所での加工による付加価値の向上】</b>          漁協直販所である「大漁屋」は、「天下の台所」などの商談会への出展等により、県外に向けて窪津産水産物のPR活動を行うとともに、新規顧客の獲得など、販路の拡大を図る。          また、定置網漁業で漁獲されるカタクチイワシやウルメイワシ等の釜茹でや燻製などの加工品について、大漁屋での常時店頭販売を実施するとともに、インターネットを通しての個人向け販売にも取り組む。</p> <p><b>【域外消費地への直接出荷拡大に向けた取り組み】</b>          土佐清水市と連携した飲食店等が次々とオープンし、神戸市内に5店舗、東京に2店舗、高知市内に1店舗展開している。窪津産の鮮魚や干物・すり身などの加工品を大漁屋から出荷しているが、窪津から出荷したものがどのような鮮度や価格で消費者に提供・販売されているのかが漁業関係者に浸透していない現状がある。          このため、実際に、土佐清水市と連携した飲食店等へ行き視察を行い、さらに店側の鮮魚担当者や責任者と現在納品されている鮮魚と加工品の評価や店側が希望する処理、必要量などを協議し、今後の取引増に繋げる。          また、店作りや直販店を拠点とした域外消費地での販売方法を研究するため、県内外の道の駅や地場産品販売所などの視察を行う。</p> <p><b>【水揚げの増加及び安定化】</b>          漁協はメジカ需給調整対策協議会において、漁業者・加工業者間の需給のバランス等について定期的に対応策を協議し、実施する。需給のバランス調整については、供給不足の場合は、従来盛漁期に漁業者が自主的に実施してきた漁獲量制限や操業時間制限の一部緩和及び休漁日である土曜日の操業などで供給量を増やし、供給過多の場合には従来通り漁獲量制限、操業時間制限、休漁日の設定等で供給量を調整する措置をとる。なお、いずれの措置を実施する場合においても、メジカ需給調整対策協議会において、漁業者と加工業者の意見を取り入れ、より効果的な需給バランス調整の実施を図る。</p> <p>漁協及び釣漁業者は、土曜日に訪れた観光客のニーズに対応できるよう、曳縄、立縄及び底物釣漁業の漁獲物についての土曜日終日の受け取りを、観光シーズンに限定して試験的に実施する。</p> <p><b>【定置網の敷設状況調査】</b>          定置網漁業者は、網成り（水中での定置網の形状）の改善を図り漁獲量の増加につなげるため、引き続き潮流・深度計や水中ビデオカメラなどを用いた水中での定置網の敷設状況の確認を行うとともに、必要に応じて漁具構造の改善を行う。</p> <p><b>【窪津地区の観光強化】</b>          漁協は、観光客の来訪による地域振興を目的に、直営レストラン「海鮮館」について、観光バスや個人観光客向けの食事、地元住民の休憩処としての役割の強化をすべく、引き続き接客技術向上のためにマナー研修への参加などを行い、サービス面の強化を行う。また従来どおり観光定置、ホエールウォッチング、民宿及び修学旅行の受け入れを行い、観光客を誘致・集客促進する。          海鮮館は、朝獲れ漁獲物の提供やフェアの開催などにより、産地ならではの料理の提供を行う。</p>
------------------	---

	<p><b>【食育と魚食普及】</b> 釣及び定置網漁業者は漁協、地元の小・中学校、行政と連携し、食育及び魚食普及活動の一環として、窪津地区の漁業についての授業や窪津地区の漁獲物を使った調理実習を実施する。</p> <p><b>【水産資源の回復】</b> 窪津藻場保全対策協議会は藻場の構成や、再生および磯焼け防止に向けた母藻の設置、ウニなどの食害生物の除去活動の実施により、藻場の再生を図り、水産資源の回復を目指す。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比5.0%の漁業収入の向上を図る。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p><b>【燃油費用の削減】</b> 漁協は漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰に備える。 釣漁業者は船底清掃を定期的実施することで、燃費の向上に努める。また、減速航行により燃費の向上に努める。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比5.0%の燃油使用量の削減を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティネット構築支援事業（経営安定化） 水産多面的機能発揮対策事業（資源回復・地域活性化）</p>

5年目（平成30年度）

取組の最終年度であり、前年度に引き続き行うが、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組み状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

	<p><b>【鮮度や品質管理等による魚価の向上】</b> 漁協は、前年度のデモ機使用による検証結果により、スラリーアイス製造機の導入の可否を決定する。 窪津共同大敷組合並びに釣漁業者は、漁協が導入したスラリーアイス製造機を常時活用し、鮮度管理及び品質管理を徹底する。釣漁業者においては、船上での血抜きや神経抜きによる高鮮度処理も併せて実施し、マニュアルを策定し、漁協を通じて普及にするとともに、その遵守と徹底に努める。 域外消費地への出荷拡大に向けた取組みにも繋げていくため、窪津共同大敷組合では、血抜きや神経締めなど、高鮮度処理を施した鮮魚を差別化して高単価で販売できるよう、高鮮度処理の実施、タグ打ち、一部別入札するなど取組を開始する。</p> <p><b>【漁協直販所での加工による付加価値の向上】</b> 漁協直販所である「大漁屋」は、「天下の台所」などの商談会への出展等により、県外に向けて窪津産水産物のPR活動を行うとともに、新規顧客の獲得など、販路の拡大を図る。 また、定置網漁業で漁獲されるカタクチイワシやウルメイワシ等の釜茹でや燻製などの加工品について、大漁屋での常時店頭販売を実施するとともに、インターネットを通しての個人向け販売にも取り組む。</p> <p><b>【域外消費地への直接出荷拡大に向けた取組み】</b> これまでの取組で明らかになった域外消費地における飲食店舗の必要量や納品処理のニーズに適切に応じることで、さらなる出荷量の増加に取り組む。このため、協力漁業者の増加や漁獲直後の処理方法の指導に取り組むとともに、より良い店作りや大漁屋を拠点とした流通販売にも取り組んでいく。</p>
--	---



<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p><b>【水揚げの増加及び安定化】</b>  漁協はメジカ需給調整対策協議会において、漁業者・加工業者間の需給のバランス等について定期的に対応策を協議し、実施する。需給のバランス調整については、供給不足の場合は、従来盛漁期に漁業者が自主的に実施してきた漁獲量制限や操業時間制限の一部緩和及び休漁日である土曜日の操業などで供給量を増やし、供給過多の場合には従来通り漁獲量制限、操業時間制限、休漁日の設定等で供給量を調整する措置をとる。なお、いずれの措置を実施する場合においても、メジカ需給調整対策協議会において、漁業者と加工業者の意見を取り入れ、より効果的な需給バランス調整の実施を図る。</p> <p>漁協及び釣漁業者は、土曜日に訪れた観光客のニーズに対応できるよう、曳縄、立縄及び底物釣漁業の漁獲物についての土曜日終日の受け取りについて、前年度の試験操業の結果を検証し、操業期間の延長や周年操業に向けて取り組む。</p> <p><b>【定置網の敷設状況調査】</b>  定置網漁業者は、網成り（水中での定置網の形状）の改善を図り漁獲量の増加につなげるため、引き続き潮流・深度計や水中ビデオカメラなどを用いた水中での定置網の敷設状況の確認を行うとともに、必要に応じて漁具構造の改善を行う。</p> <p><b>【窪津地区の観光強化】</b>  漁協は、観光客の来訪による地域振興を目的に、直営レストラン「海鮮館」について、観光バスや個人観光客向けの食事、地元住民の休憩処としての役割の強化をすべく、引き続き接客技術向上のためにマナー研修への参加などを行い、サービス面の強化を行う。また従来どおり観光定置、ホエールウォッチング、民宿及び修学旅行の受け入れを行い、観光客を誘致・集客促進する。  海鮮館は、朝獲れ漁獲物の提供やフェアの開催などにより、産地ならではの料理の提供を行う。</p> <p><b>【食育と魚食普及】</b>  釣及び定置網漁業者は漁協、地元の小・中学校、行政と連携し、食育及び魚食普及活動の一環として、窪津地区の漁業についての授業や窪津地区の漁獲物を使った調理実習を実施する。</p> <p><b>【水産資源の回復】</b>  窪津藻場保全対策協議会は藻場の構成や、再生および磯焼け防止に向けた母藻の設置、ウニなどの食害生物の除去活動の実施により、藻場の再生を図り、水産資源の回復を目指す。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比9.8%の漁業収入の向上を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p><b>【燃油費用の削減】</b>  漁協は漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進し、燃油高騰に備える。  釣漁業者は船底清掃を定期的実施することで、燃費の向上に努める。また、減速航行により燃費の向上に努める。</p> <p>上記の取組みにより、基準年比7.3%の燃油使用量の削減を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築支援事業（経営安定化）  水産多面的機能発揮対策事業（資源回復・地域活性化）</p>

※「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

(4) 関係機関との連携

--

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 %以上	基準年	平成 年平均	: 漁業所得	千円
	目標年	平成 年	: 漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業	燃油価格高騰時に補填を受け漁業経営の安定を図る。
省燃油活動推進事業	燃油消費量そのものを根本的に削減し、漁業経営の安定化を図る。
水産多面的機能発揮対策事業	ウニの除去や母藻の設置による藻場の保全を行うことで、魚介類の資源回復を図り、地元の魚介類を使った伝統食文化の継承、魚食普及、消費拡大に努める。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。